

ARDF 競技の審判員に関する規約 改正 新旧対照

令和 2 年 4 月 1 日施行

改 正 前	改 正 後
<p>(審判員の資格の種別等)</p> <p>第 2 条 審判員の資格の種別は、次のとおりとする。</p> <p>(1) A 級審判員 B 級審判員資格者証を有する者であつて、公認、支部、地方、全日本競技大会又は IARU の主催する競技大会において、審判員等（審判員、審判長、裁定長及び実行委員会委員をいう。以下同じ。）として 2 回以上従事した者</p> <p>(2) B 級審判員 第 4 条第 4 項に規定する ARDF 審判講習会の履修証明書を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として ARDF 委員会が認めた者</p> <p>(3) C 級審判員 A 級審判員資格者証を有する者が行う C 級審判員養成教育を受講し、その受講証明書を有する者</p> <p>2 前項の資格を有する者（以下「審判員資格者」という。）が競技大会（公認、支部、地方及び全日本競技大会をいう。以下同じ。）において、従事することができる審判に係る担当業務は、別表のとおりとする。</p> <p>3 会長は、第 1 項に掲げる資格に該当する者からその資格者証を交付されたい旨申請があり、その申請者が、次の各号の条件を満たしているとき、該</p>	<p>(審判員の資格の種別等)</p> <p>第 2 条 審判員の資格の種別は、次のとおりとする。</p> <p>(1) A 級審判員 B 級審判員資格者証を有する者であつて、公認、支部、地方、全日本競技大会又は IARU の主催する競技大会において、審判員等（審判員、審判長、裁定長及び実行委員会委員をいう。以下同じ。）として 2 回以上従事した満 18 歳以上の連盟会員である者。</p> <p>(2) B 級審判員 次の各号のいずれかの条件を満たしている者 a. 第 4 条第 4 項に規定する ARDF 審判員講習会の履修証明書を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として ARDF 委員会が認めた満 18 歳以上である者。 b. 第 1 項(3) b の条件によって C 級審判員資格者証を有する者であつて、満 18 歳以上になった者。</p> <p>(3) C 級審判員 次の各号のいずれかの条件を満たしている者 a. A 級審判員資格者証を有する者が行う C 級審判員養成教育を受講し、その受講証明書を有する者。 b. 第 4 条第 4 項に規定する ARDF 審判員講習会の履修証明書を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として ARDF 委員会が認めた満 18 歳未満である者。</p> <p>2 前項の資格を有する者（以下「審判員資格者」という。）が競技大会（公認、支部、地方及び全日本競技大会をいう。以下同じ。）において、従事することができる審判に係る担当業務は、別表のとおりとする。</p> <p>3 会長は、第 1 項に掲げる条件を満たしている者からその資格者証を交付されたい旨申請があったときは、該当する資格者証を交付する。</p>

当する資格者証を交付する。

(1) A級又はB級審判員は、満18歳以上の者であること

(2) A級審判員の場合、資格者証の申請時に連盟の会員であること

4 資格者証の有効期間は、交付の日から5年を経過した年度末（3月31日）までとする。ただし、更新は妨げない。

5 A級審判員資格者は、資格者証の更新の際、連盟の会員名簿に記載されていなければならない。記載されていない場合は、B級審判員に降級する。

6 削除

7 審判員資格者は、資格者証に記載した呼出符号又は氏名等の事項に変更を生じたとき並びに資格者証を汚し、破り又は失ったときは、資格者証の再交付を受けなければならない。

8 資格者証の更新をしようとする者は、別に定める様式の申請書に次の書類を添付して会長に提出する。ただし、連盟が派遣した場合は書類の添付を省略することができる。

(1) 資格者証の交付の日以降に開催された競技大会の審判員等としてのARDF競技大会の実施規程第10条に規定する従事証明書又はIARUの主催する競技大会の従事証明書

(2) 第3条に規定する研修証明書又は講師従事証明書

9 第1項(3)に規定するC級審判員養成教育は、A級審判員資格者証を有する者が随時実施できるものとし、審判員の担当業務に関する知識の要点について3時間以上の教育を実施するものとする。教育を行ったA級審判員は、受講者に対して受講証明書を発行する。この教育について、原則として受講料は徴収しない。

10 資格者証の申請、訂正、再交付及び更新に関する手続的事項並びに手数料等については、別に定める。

(失効した資格者証の復活)

第2条の2 資格者証が失効したため資格者証の復活を希望する者について、下記のいずれかに該当する

4 資格者証の有効期間は、交付の日から5年を経過した年度末（3月31日）までとする。ただし、更新は妨げない。

5 A級審判員資格者は、資格者証の更新の際、連盟の会員名簿に記載されていなければならない。記載されていない場合は、B級審判員に降級する。

6 削除

7 審判員資格者は、資格者証に記載した呼出符号又は氏名等の事項に変更を生じたとき並びに資格者証を破損又は紛失したときは、資格者証の再交付を受けなければならない。

8 資格者証の更新をしようとする者は、別に定める様式の申請書に次のいずれかの書類を添付して会長に提出する。ただし、連盟が派遣した場合は書類の添付を省略することができる。

(1) 資格者証の交付の日以降に開催された競技大会の審判員等としてのARDF競技大会の実施規程第10条に規定する従事証明書又はIARUの主催する競技大会の従事証明書

(2) 資格者証の交付の日以降に開催された第3条に規定する研修証明書又は講師従事証明書

(3) 資格者証の交付の日以降に開催された第4条に規定する審判員講習会の履修証明書

9 第1項(3) aに規定するC級審判員養成教育は、A級審判員資格者証を有する者が随時実施できるものとし、審判員の担当業務に関する知識の要点について3時間以上の教育を実施するものとする。教育を行ったA級審判員は、受講者に対して受講証明書を発行する。この教育について、原則として受講料は徴収しない。

10 資格者証の申請、訂正、再交付及び更新に関する手続的事項並びに手数料等については、別に定める。

(失効した資格者証の復活)

第2条の2 資格者証が失効したため資格者証の復活を希望する者について、下記のいずれかに該当する

<p>場合は、交付申請を行う事によりその資格者証を復活させることができる。</p> <p>(1) A級、B級又はC級審判員資格者証が失効している者で、ARDF 委員会の行う審判員の担当業務に関する知識について検証を受けた場合。</p> <p>(2) A級審判員資格者証が失効している者で、第4条に規定する審判員講習会を受講した場合。</p> <p>2 B級審判員資格者証が失効している者で、前項(1)により資格者証の復活をする場合、失効した資格者証の有効期間内に公認、支部、地方、全日本競技大会又はIARUの主催する競技大会において、審判員等として2回以上の従事経験を有する場合は、A級審判員として交付申請することができる。</p> <p>3 A級審判員の交付申請を行う場合、失効したB級審判員資格者証の有効期間内における審判員等の従事経歴は有効とする。</p>	<p>場合は、交付申請を行う事によりその資格者証を復活させることができる。</p> <p>(1) A級、B級又はC級審判員資格者証が失効している者で、ARDF 委員会の行う審判員の担当業務に関する知識について検証を受けた場合。</p> <p>(2) A級、B級審判員資格者証が失効している者で、5年以内に第4条に規定する審判員講習会を受講した場合。</p> <p>2 B級審判員資格者証が失効している者で、前項により資格者証の復活をする場合、失効した資格者証の有効期間内に公認、支部、地方、全日本競技大会又はIARUの主催する競技大会において、審判員等として2回以上の従事経験を有する満18歳以上の連盟会員である場合は、A級審判員として交付申請することができる。</p> <p>3 A級審判員の交付申請を行う場合、失効したB級審判員資格者証の有効期間内における審判員等の従事経歴は有効とする。</p>
<p>(講習会の授業時間等)</p> <p>第5条 講習会の授業科目、授業時間、使用教材等は、ARDF 委員会が別に定める。</p> <p>2 講習会の講師は、ARDF 委員会が別に定める者を派遣する。この場合の交通費等の実費は連盟から支給する。</p>	<p>(講習会の授業時間等)</p> <p>第5条 講習会の授業科目、授業時間、使用教材等は、ARDF 委員会が別に定める。</p> <p>2 講習会の講師は、ARDF 委員会が別に定めるARDF 審判員講師から、講習会の開催者が手配する。この場合の講師の交通費等の実費は、講習会の運営経費によって賄う。</p>
<p>(追加)</p>	<p>附 則</p> <p>この改正実施方法は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年4月1日改正)</p>